

京都市訓令甲第 6 号
庁 中 一 般
区 役 所
看護短期大学
事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
区 役 所
看護短期大学
事 業 所

第2条第6号イ中「の課並びに」を「及び」に改め、同号オを次のように改める。

オ 看護短期大学

第2条第7号中「歴史資料館,」を「会計室, 歴史資料館及び」に改め, 「及び会計室」を削り, 「担当する次長」の右に「, 看護短期大学」を加える。

附 則

この訓令は, 平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)